

# 平成20年度の 後期高齢者医療 保険料 が決まります

問合せ 国保年金課 電話 055 948 2905

平成19年中の所得に基づき、8月に平成20年度の後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の保険料が決まります。

既に4月から仮徴収により保険料を納付している人は、決定した保険料からこれまでに納付した金額を差し引いた、残りの金額を納めることになります。納め過ぎの人は還付されます。

決定した保険料の通知は8月中旬に発送します。

## 保険料はこう計算しています

保険料は、加入者の所得に応じて負担する所得割額と、すべての加入者が同じ額で負担する均等割額の合計となります。

$$\text{保険料} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

均等割額 36,000円

\*賦課限度額は 500,000円  
\*基礎控除後の総所得金額等 × 所得割率6.84%

\*所得割額の算定の基礎となる所得(基礎控除後の総所得金額等)は、国民健康保険税の所得割額の算定の基礎となる所得と同じです。

## 特別徴収を口座振替に変更できます \*申請が必要

現在、年金天引き(特別徴収)で納付している人や、10月から年金天引きになる人は、次のかの要件を満たす場合、口座振替(普通徴収)に変更できます。

国民健康保険税を確実に納付していた人  
世帯主または配偶者がいて、年金収入が180万円未満の人

## 納め方は2種類

### 特別徴収

原則、年金からの天引きによる納付です。

### 普通徴収

口座振替または納付書による納付です。

(対象となる人)

- (1) 年金受給額が年額18万円未満の人。
- (2) 後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料との合計が、年金額の2分の1を超える人。

なお、複数の年金を受給している人は、特別徴収対象年金には年金保険者、年金種別に優先順位があるため、年金受給総額が年額18万円以上の人でも特別徴収とならず、普通徴収となる人もいます。

## 納付の方法と時期

3月まで加入していた健康保険	国民健康保険または国保組合		被用者保険(社会保険など)			
	納付方法	特別徴収	普通徴収	本人	被扶養者	
決定後の保険料額に基づく納付時期	10月以降の年金給付月(4・6・8月は仮徴収期間)	8月以降翌年3月までの毎月	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
			8・9月は普通徴収、10月以降特別徴収、平成21年度以降は4月から特別徴収	8月以降翌年3月までの毎月	10月以降の年金給付月	10月以降翌年3月までの毎月

## 保険料の軽減があります

### 所得に応じた軽減措置は...

均等割額が所得に応じて、【8.5割、5割、2割】軽減されます。賦課のもととなる所得が58万円以下の方は、所得割額が一律5割軽減されることになりました。9月以降にこれまで納付した分から還付されます。

### 社会保険などの被用者保険の扶養となっていた人の軽減措置は...

加入から2年間、均等割額だけの保険料となり、平成20年度の均等割額は9月分までは全額軽減(0円)、10月分から平成21年3月分は9割軽減します。8月に保険料に関して通知しますが、保険料を納めていただくのは、10月以降となります。

# 国保税が軽減されます

後期高齢者医療制度へ移った人がいる  
国民健康保険世帯の皆さん

これまでの軽減はそのまま

伊豆の国市国民健康保険では、所得の少ない世帯に対して均等割を六割、平等割を四割軽減する措置があります。これに加えて今年度からの一定期間、後期高齢者医療制度へ移った人がいる国民健康保険世帯の保険料負担が急に増加しない

ように、左図の軽減措置をしています。

## 世帯主が納税義務者

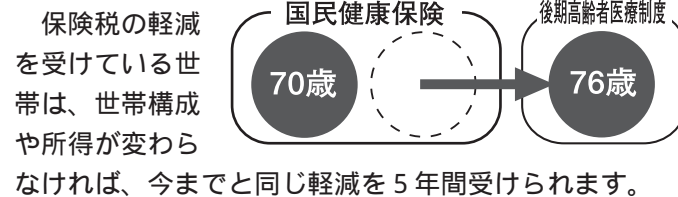
国民健康保険は世帯ごとに保険税を計算して、その世帯主が納税義務者となります。世帯主が後期高齢者医療制度へ移った場合でも、世帯内に七十五歳未満の国

民健康保険加入者がいる場合には、その世帯主が保険税の納税義務者になります。この場合、世帯主あてに保険税の納税通知書と後期高齢者医療の納付書の二通の通知書が届きます。保険税分は後期高齢者医療該当者を除いた国民健康保険加入者の所得等で課税していますので、重複計算はしていません。

今年度国保税額の確認を  
今年度保険税の年間額は、七月中旬に郵送した納税通知書でご確認ください。

今までの国民健康保険税の軽減は継続

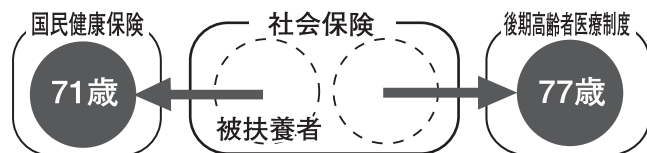
例) 国民健康保険から後期高齢者医療保険制度へ1人移行し、国民健康保険に残っている場合



さらに国民健康保険の被保険者が1人になった場合には、世帯ごとに課税する平等割が5年間半額になります。

被用者保険の被扶養者は均等割が半額に

例) 75歳以上の方が、被用者保険から後期高齢者医療保険制度に移って、その被扶養者(65歳~74歳)が国民健康保険に加入している場合



新たに加入することになった被保険者の所得割と資産割を課税せず、被保険者1人あたりに課税する均等割が2年間半額になります。

さらに国民健康保険の被保険者が1人になった場合には、世帯ごとに課税する平等割も半額になります。

問合せ 国保年金課 電話 055 948 2905

# ねんきん特別便

年金記録の確認にご協力を

3月までに青色封筒で届いた人

年金記録にもれがある可能性が高い人です。まず『ねんきん特別便専用ダイヤル』にお電話を。結びつく可能性がある記録について具体的な情報を提供します。

4月~5月に緑色封筒で届いた人

すべての年金受給者に送りました。年金記録の確認を。

6月~10月に緑色封筒で届く人

すべての現役加入者に送っています。年金記録の確認を。

間違いがあってもなくても必ず回答を

年金記録が変われば正しい年金額を受け取れ、年金額が増える可能性が高いので十分ご確認ください。家族でも、一人ひとり届く時期が異なります。過去の職歴を一緒にたどってみるなど、ご協力をお願いします。

問合せ

ねんきん特別便専用ダイヤル

電話 0570 058 555

月~金曜日 9:00~20:00

第2土曜日 9:00~17:00

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

\* IP電話・PHSからは電話 03 6700 1144

\* 一般の年金相談は

ねんきんダイヤル電話 0570 05 1165へ